

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	私立幼稚園保護者補助金および私立幼稚園入園料補助金事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、私立幼稚園保護者補助金および私立幼稚園入園料補助金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	私立幼稚園保護者補助金および私立幼稚園入園料補助金事務	
②事務の概要	品川区私立幼稚園等園児保護者補助金および品川区私立幼稚園等入園料補助金交付要綱、品川区幼稚園類似施設等就園補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園等に入園し、通園する園児の保護者の保育料負担を軽減するため、要件を満たす保護者に対して補助金交付事務を実施している。 当区は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、特定個人情報を補助金事務における住民税額を用いた階層判定等の算定事務で取り扱う。 具体的には下記のとおり事務を行う。 ①補助金申請書の申請受付 ②申請書類の精査、受理 ③保育基盤システム（私立幼稚園補助金管理システム）へ庁内データ連携により世帯情報・収入状況を確認し審査する。（入力もあり） ④補助金の決定通知を申請者へ送付 ⑤補助金の支出	
③システムの名称	(1) 保育基盤システム (2) 私立幼稚園補助金管理システム (3) 中間サーバ (4) 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）	
2. 特定個人情報ファイル名		
私立幼稚園保護者補助金ファイルおよび私立幼稚園入園料補助金ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子ども未来部 保育入園調整課	
②所属長の役職名	保育入園調整課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒140-8715東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 子ども未来部 保育入園調整課	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の下記の留意事項等を遵守し、実施している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーが正しいかどうかの確認を行っている ・マイナンバー照会について、常に複数人で確認し実施している ・新規申し込みからマイナンバーを取得し登録しているマイナンバーを確認し、必要に応じて再確認を実施している		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む資料は、鍵がかかるキャビネットに、申請書類等に付番したうえで番号順に整理し格納することを徹底している。		

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	品川区保育課	品川区保育支援課	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育課長 竹田 昌弘	保育支援課長	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒140-8715東京都品川区広町2丁目1番36号品川区役所 子ども未来部 保育課	〒140-8715東京都品川区広町2丁目1番36号品川区役所 子ども未来部 保育支援課	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	様式変更にとまなう新規作成	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	品川区保育支援課	品川区保育入園調整課	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育支援課長	保育入園調整課長	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒140-8715東京都品川区広町2丁目1番36号品川区役所 子ども未来部 保育支援課	〒140-8715東京都品川区広町2丁目1番36号品川区役所 子ども未来部 保育入園調整課	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 1対象人数	令和2年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 2取扱者数	令和2年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号) 2. 品川区私立幼稚園等園児保護者補助金および品川区私立幼稚園等入園料補助金交付要綱 3. 品川区幼稚園類似施設等就園補助金交付要綱	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項、個人情報保護委員会規則	番号利用法第19条第9号	事後	